

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 第 2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 19 日付けで実施機関に対し、「2016 年 7 月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に関する文書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を「電話通信用紙（平成 28 年 7 月 16 日受理）他 162 件」及び「県警ホームページ宛メール（平成 28 年 7 月 21 日受理）他 34 件」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第 7 条第 2 号ウ及び同条第 7 号に該当することを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 6 月 6 日付沖公委（公相）第 17 号により審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 9 月 3 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和元年 7 月 8 日付沖公委（広相）第 16 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

不開示とされた部分のうち、「通信内容」欄については、その開示された文書のうちの標題をみる限り、ほとんど全てが高江での機動隊員の差別発言や警備活動に対する抗議の意見であることが明らかなどころ、これら意見については、その意見内容自体が開示されることで、当該個人が特定されるわけでもなく、当該個人の権利利益を害するおそれはない。

また、あくまでも高江での警備活動に関する意見であり、同高江の派遣はすでに相当過去に終了していることも合わせて考えれば、公にすることで警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられない。

むしろこれらの意見は、当該個人の利益を害さない範囲で広く公開の上、警察権力の適正な在り方について主権者たる国民が民主的な統制を及ぼすために、国民間の議論に積極的に提供することが求められるものである。

### 第4 実施機関の弁明書（要旨）

審査請求に対する実施機関の弁明は、概ね次のとおりである。

対象となる公文書は、特別派遣に関して県警に電話やメールで寄せられた意見、要望等で、標題及び意見内容で構成されている。

条例第7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を個人に関する情報として不開示情報と規定している。同条文に基づき、対象となった公文書の標題については、開示しても個人を特定されるおそれはないと判断して開示した。

一方、対象となった公文書の意見内容については、個人の見解、主張等個人の内心に関するもので、個人の機微に触れる情報であり、県警に対してどのような意見要望を行ったかという情報は、一般に他人に知られたくない情報である蓋然性が高い。よって、特定の個人を識別することはできないもの

の、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断し、不開示としたものである。

本件審査請求において、審査請求人は、「意見内容自体が開示されることで、当該個人が特定されるわけでもなく、当該個人の権利利益を害する恐れはない。」旨主張しているが、上記理由に基づき不開示としたものである。

また、同人は、「高江の派遣はすでに相当過去に終了していることも合わせて考えれば、公にすることで警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられない。」旨主張しているが、過去の出来事に関することであつても、これを公にすれば、県警に行った意見要望は世の中に筒抜けになると思われ、申出人との信頼関係を損ねるばかりでなく、今後、県警に対する意見要望を申し出ること躊躇されるなど、将来の広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、公文書の部分開示決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件公文書について

審査会において本件公文書を確認したところ、本件公文書は、特別派遣に関して県警に寄せられた意見、要望等が記載された「電話通信用紙」及び「県警ホームページ宛のメール」である。

そのうち実施機関は、「電話通信用紙」の「発信者・取扱者」欄、「通信内容」欄（欄外含む）の一部及び「県警ホームページ宛メール」の一部の情報を個人に関する情報として条例第7条第2号該当、「電話通信用紙」の「受信者・取扱者」欄、「決裁」欄、「日付・時間」欄、「通信内容」欄に記載された「警部補以下の警察官氏名・印影」を個人に関する情報として同条第2号ウ該当、また「電話通信用紙」の「通信内容」欄（欄外含む）、「日付・時間」欄の一部及び「県警ホームページ宛メール」の一部の情報を事務又は事業に関する情報として同条第7号該当として部分開示決定を行っている。

よって、以下、本件公文書の見分結果に基づき、同条各号における不開示情報該当性について検討する。

### 2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るための「個人に関する情報」であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報全体である。また、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

当審査会において本件公文書を見分したところ、特別派遣に関して、県警へ意見を発信した「発信者の氏名、連絡先」及び「意見内容」に関する情報が記載されていることが認められる。

まず、「発信者の氏名、連絡先」については、条例第7条第2号で定める個人を識別することができる情報であり、不開示が妥当である。また、「意見内容」については、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないものの、実施機関が主張するとおり、当該情報は一般に他人に知られたい情報であると考えられ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

### 3 条例第7条第2号ウ括弧書き該当性について

条例第7条第2号ウの規定は、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の氏名を公にするべきであるとする原則を示しているが、例外的に取り扱う場合として括弧書きの規定を設けている。

当該括弧書きは「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く」と定めている。

沖縄県情報公開条例施行規則第2条は、当該「規則で定める職」について、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする」と定めている。

警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。

よって、本件公文書のうち「電話通信用紙」の「受信者・取扱者」欄、「決裁」欄、「日付・時間」欄、「通信内容」欄に記載された「警部補以下の階級にある警察官」の氏名及び印影に関する情報は、条例第7条第2号ウ括弧書きの規定により、不開示が妥当である。

#### 4 条例第7条第7号該当性について

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については不開示とする旨規定している。

当審査会において本件公文書を見分したところ、実施機関が同条第7号該当として不開示とした箇所には、県警へ意見を発信した「発信者」に対して実施機関が回答した内容や、当該意見の種別、会話時間等が記載されており、これらの情報を公にした場合、実施機関の主張するとおり、発信者との信頼関係を損ね、今後、県警に対する意見要望を申し出ること躊躇されるなど、将来の広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第7号に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年7月8日	諮問書受理
令和元年8月9日	審議（第306回）
令和元年10月9日	審議（第308回）
令和元年11月20日	審議（第309回）